

教第114号議案

「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正の申入れに対しての回答について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、令和2年3月26日付神行組第216号で神戸市長から当委員会宛協議のあった申入れに対し、別紙のとおり回答する。

令和2年3月30日提出

「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正について（回答）

地方自治法第180条の2の規定に基づき、令和2年3月26日付神行組第216号で当委員会宛協議のあった申入れに対しては、原案のとおり同意する。

令和2年3月30日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神行組第216号
令和2年3月26日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳 様

神戸市長 久 元 喜 造



「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正について（申入れ）

みだしの協議について、下記のとおり一部改正を申し入れます。

記

1. 改正案

「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」（昭和42年3月14日企企第524号神戸市長申入れ昭和42年4月1日教委庶第1号神戸市教育委員会同意）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会事務局長、
教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについて
の協議

第1項を削り、第2項の見出し及び項番号を削り、「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「教育次長」を「教育委員会事務局長、教育次長」に改める。

2. 改正理由

組織を改正するにあたり、「教育次長」を「事務局長」に改称するため、及び教育委員会への委任を解除するため。

3. 実施期日

令和2年4月1日

(参 考)

市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し，又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し，又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議

(委任)

1 地方自治法第180条の2の規定に基づき，神戸市長の権限に属する教育関係事務のうち，五色塚公園及び処女塚公園の管理に関する事務（都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条及び神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条に規定する事務を除く。）を教育委員会に委任する。

(補助執行)

2 地方自治法_____第180条の2の規定に基づき，神戸市長の権限に属する教育関係事務のうち，次に掲げるものを教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させる。

(1)～(7) 略

(改 正 案)

市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会事務局長，教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議

(昭和22年法律第67号)

教
育委員会事務局長，教育次長